

○宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

1 旧法第8条本文の許可を受けた宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料
(旧法第12条2項)

【設計の変更】 切土又は盛土をする面積	手 数 料
500 m ² 以内	1,200 円
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	2,100 円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	3,100 円
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	4,700 円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	6,700 円
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	11,000 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	17,000 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	25,000 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	34,000 円
100,000 m ² 以上	42,000 円
新たな土地に係る設計の変更	上記面積に応じた手数料の10倍の額
その他の変更	10,000 円
限度額	420,000 円

2 法第15条第2項によって法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる工事に係る
中間検査手数料(法第18条第1項)

盛土又は切土をする面積	手 数 料
3,000 m ² 以内	3,100 円
3,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	6,200 円
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	12,400 円
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	24,900 円
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	43,600 円
100,000 m ² 超	62,300 円

令和7年5月26日改正